

山鹿市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市規則第18号

山鹿市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の地域手当に関する規則（平成17年山鹿市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「5級地」を「4級地」に改める。

第3条後段中「同様」を「、同様」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（令和10年3月31日までの間における地域手当）
- 令和10年3月31日までの間における山鹿市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年山鹿市条例第48号）第8条の2第1項の規則で定める地域は、改正後の第2条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。
- 山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年山鹿市条例第4号。以下「令和7年改正条例」という。）附則第5条の規則で定める地域手当の級地の区分は、次に掲げる区分とし、同条の規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。
 - 20パーセント級地 100分の20
 - 16パーセント級地 100分の16
 - 9パーセント級地 100分の9
 - 8パーセント級地 100分の8
- 令和7年改正条例附則第5条後段の規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。

附則別表

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	20パーセント級地
大阪府	大阪市	16パーセント級地
福岡県	福岡市	9パーセント級地